

令和4年9月8日
公益財団法人児童育成協会

企業主導型保育事業における財産処分等の手続きについて

企業主導型保育事業（整備費・運営費）の助成を受けて整備した施設等の財産処分等（整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更を含む。以下、特段の定めがない場合は同じ。）は、あらかじめ公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）及び内閣府（内閣総理大臣）の承認を受ける必要があります。

今後の財産処分等の承認の手続きについて、以下のとおりお知らせいたしますので、各事業者におかれましては、内容を十分ご確認いただき、円滑な申請手続きにご協力をお願いいたします。

企業主導型保育施設の運営につきましては、企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領等に基づき、事業者自ら助成申請を行い、審査を経て採択されている以上、現在の設置者において継続的に運営されることを基本としております。そのため、やむを得ない場合に限り、転用、取壊し、廃棄、譲渡等を検討していただくこととなりますので、各事業者におかれましては、その点十分にご留意の上、手続きをお願いします。

なお、手続きの詳細については、「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」（以下「承認基準細則」という。）をご確認ください。

1. 財産処分等の種類

転用：助成対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：助成対象財産の所有者の変更。

交換：助成対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：助成対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：助成対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：助成対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：助成対象財産に抵当権を設定すること。

整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更：整備費の助成を受けずに運営している施設について設置者を変更すること。

2. 申請手続きの流れ

1に該当する財産処分等の承認申請を行う事業者は、承認基準細則別添様式1に必要な書類を添付し、転用、交換、貸付、取壊し、廃棄、担保に供する処分（取得又は効用の増加した価格が50万円以上の機械等を処分制限期間内に処分する場合を含む。）については、処分を予定している日の少なくとも3か月前までに協会に提出願います。

なお、譲渡等（整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更を含む。）については、別添「事業譲渡等の手続きについて」をご参照ください。

整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更や、同変更に併せて、機械等の財産処分を行う場合についても、別添様式1に必要な書類を添付し協会に提出願います。

※ 設置者において、整備費の助成を受けて整備した施設とは異なる施設において企業主導型保育事業を行う場合は、廃棄又は取壊しの手続きが必要となります。なお、別途、運営費の助成のための審査を行います。

申請を受けた協会は、申請書類等により必要な確認を行い、意見を付して内閣府に提出することにより、財産処分等の手続きを行います。事業者が財産処分等の手続きを行うことなく、財産処分等を行うことはできません。仮に、適正な手続きを経ることなく、財産処分等が行われた場合は、協会から是正する旨の指示を行います。

なお、内閣府の承認を受けて財産処分等を完了したときは、完了から1か月以内に承認基準細則別添様式2により完了報告を協会に提出し、協会から内閣府に財産処分等が完了した旨の報告を行う必要があります。

※ 整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更にあっては、内閣府による確認は行われません。

3. 承認基準及び納付金額の概要

承認基準細則で定めた承認基準に基づき承認手続きを行います。その際、協会から事業者に対して納付金を求める場合があります。

(1) 納付金(助成金の返還)を求めない場合

- ・企業主導型保育事業を10年以上継続する場合の無償譲渡
- ・10年経過後に児童福祉に係る事業等へ転用する場合 など

(2) 納付金(助成金の返還)を求める場合

- ・有償譲渡の場合
- ・10年経過前であって企業主導型保育事業を継続しない場合の無償譲渡
- ・10年経過前に転用する場合
- ・10年経過後に児童福祉に係る事業等以外へ転用する場合 など

(3) 納付金額

具体的な納付額については、施設ごとに異なりますので、個別に協会にお問い合わせください。

4. スケジュール等

令和4年度においては、1の財産処分等の種類のうち、転用、交換、貸付、取壊し、廃棄、担保

に供する処分についての申請は随時受け付けます。

1の財産処分等の種類のうち、譲渡等についての申請は、協会が定めた申請期間内にのみ申請を受け付けます。詳しくは、別添「事業譲渡等の手続きについて」をご参照ください。

事業譲渡等を予定している事業者におかれましては、譲渡等の時期も踏まえた計画的な申請をお願いします。

5. 確認書類

(1) 譲渡等以外の申請

- ・本通知
- ・「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」

(2) 譲渡等申請

- ・本通知
- ・「企業主導型保育事業（整備費・運営費）に係る財産処分等承認基準細則」
- ・「企業主導型保育事業 事業譲渡等審査基準」
- ・「事業譲渡等の手続きについて」

（令和2年5月27日制定）

（改正令和2年7月31日）

（改正令和3年7月30日）

（最終改正令和4年9月8日）